

2024年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社宇佐美鋁油  
代 表 者 名 代表取締役社長 宇佐美 智也  
問 合 せ 先 052-586-1166 (代表)

**(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「株式会社グッドスピード (証券コード: 7676) の株券等に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ**

株式会社宇佐美鋁油 (以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) グロース市場に上場している株式会社グッドスピード (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) 及び2019年11月13日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権に対する金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付けを2024年4月11日より開始しております。

今般、公開買付者が2024年4月11日付で提出いたしました公開買付届出書 (公開買付者が2024年4月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。当該訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。) 第22条第2項の規定により、第1回公開買付けにおける買付け等の期間は、届出当初の2024年5月13日から2024年5月23日まで合計28営業日に延長されます。

これに伴い、2024年4月10日付「株式会社グッドスピード (証券コード: 7676) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」 (2024年4月24日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社グッドスピード (証券コード: 7676) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。) の内容を変更いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は、(i) 2024年4月5日付で、対象者の第5位の株主 (2023年9月30日現在) である株式会社伊藤工務店 (所有株式数: 69,300株、所有割合: 1.82%、以下「伊藤工務店」といいます。) 及びその子会社である中部技建株式会社 (以下「中部技建」といいます。中部技建は、本日現在、対象者株式を所有していません (注7。)) との間で、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式の全てについて、伊藤工務店 (中部技建が伊藤工務店から当該株式の全てを譲り受けた場合には中部技建) が、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(ii) 2024年3月19日付で、対象者の第6位の株主 (2023年9月30日現在) である山本文彦氏 (所有株式数: 68,000株、所有割合: 1.79%) との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約といっています。) を、(iii) 2024年3月27日付で、対象者の第19位の株主 (2023年9月30日現在) であり、対象者の元取締役である平松健太氏 (所有株式数: 12,700株、所有割合: 0.33%) との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(iv) 2024年4月

2日付で、対象者の第20位の株主（2023年9月30日現在）であるバルクライン株式会社（所有株式数：10,200株、所有割合：0.27%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(v) 2024年4月9日付で、対象者の第10位の株主（2023年9月30日現在）であり、対象者の元取締役である横地真吾氏（所有株式数：39,000株、所有割合：1.03%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約をそれぞれ締結いたしました。

<中略>

公開買付者は、公開買付者プレスリリースの公表時点においては、本取引において対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、対象者の少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者プレスリリースにおいて公表したスキーム（以下「当初スキーム」といいます。）により本取引を実施することを決定しておりました。その後、2024年3月29日に2023年9月期有価証券報告書の提出を受けて対象者が債務超過に陥っていることが判明したものの、対象者によれば、当該時点においては対象者の事業活動の継続のために金融機関の一定の理解を得られているとのことであったため、公開買付者は、当初スキームを変更することなく第1回公開買付けを開始いたしました。その後も、対象者は、第1回公開買付け開始後も引き続き対象者の借入先である金融機関との間で対象者の借入金の返済時期等について協議を行っていたとのことです。しかしながら、対象者によれば、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至り、2024年4月16日、対象者に対して、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨を伝達するとともに、同日、加藤氏及びAnelaに対して、自己株式取得により対象者がAnela所有株式を取得し、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を2024年9月頃に完了することを予定していた当初スキームを変更し、Anela所有株式を第1回公開買付けに応募することについて打診を行いました（なお、当初スキームにおいては、子会社化及び非公開化の完了予定時期は2024年9月頃でしたが、当該スキーム変更を行った場合、子会社化の完了予定時期は2024年6月下旬頃、非公開化の完了時期は、株式等売渡請求の場合は2024年7月下旬頃、株式併合の場合は2024年9月上旬又は中旬頃となります。）。これを受け、加藤氏及びAnelaとしても、対象者の財務状況や対象者の代理人弁護士からの助言を踏まえると、2024年6月下旬頃となる予定の第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、対象者の事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったため、2024年4月24日付で、加藤氏及

び Anela との間で、Anela が第1回公開買付けに Anela 所有株式を応募する旨を含む本契約の変更覚書を締結いたしました。

<後略>

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は、(i) 2024年4月5日付で、対象者の第5位の株主(2023年9月30日現在)である株式会社伊藤工務店(所有株式数: 69,300株、所有割合: 1.82%、以下「伊藤工務店」といいます。)及びその子会社である中部技建株式会社(以下「中部技建」といいます。中部技建は、本日現在、対象者株式を所有していません(注7。))との間で、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式の全てについて、伊藤工務店(中部技建が伊藤工務店から当該株式の全てを譲り受けた場合には中部技建)が、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(ii) 2024年3月19日付で、対象者の第6位の株主(2023年9月30日現在)である山本文彦氏(所有株式数: 72,000株、所有割合: 1.89%)との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約といいます。)を、(iii) 2024年3月27日付で、対象者の第19位の株主(2023年9月30日現在)であり、対象者の元取締役である平松健太氏(所有株式数: 12,700株、所有割合: 0.33%)との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(iv) 2024年4月2日付で、対象者の第20位の株主(2023年9月30日現在)であるバルクライン株式会社(所有株式数: 10,200株、所有割合: 0.27%)との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(v) 2024年4月9日付で、対象者の第10位の株主(2023年9月30日現在)であり、対象者の元取締役である横地真吾氏(所有株式数: 40,000株、所有割合: 1.05%)との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約をそれぞれ締結いたしました。

<中略>

公開買付者は、公開買付者プレスリリースの公表時点においては、本取引において対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、対象者の少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者プレスリリースにおいて公表したスキーム(以下「当初スキーム」といいます。)により本取引を実施することを決定しておりました。その後、2024年3月29日に2023年9月期有価証券報告書の提出を受けて対象者が債務超過に陥っていることが判明したものの、対象者によれば、当該時点においては対象者の事業活動の継続のために金融機関の一定の理解を得られているとのことであったため、公開買付者は、当初スキームを変更することなく第1回公開買付けを開始いたしました。その後も、対象者は、第1回公開買付け開始後も引き続き対象者の借入先である金融機関との間で対象者の借入金の返済時期等について協議を行っていたとのことです。しかしながら、対象者によれば、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受け

た旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至り、2024年4月16日、対象者に対して、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨を伝達するとともに、同日、加藤氏及びAnelaに対して、自己株式取得により対象者がAnela所有株式を取得し、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を2024年9月頃に完了することを予定していた当初スキームを変更し、Anela所有株式を第1回公開買付けに応募することについて打診を行いました（なお、当初スキームにおいては、子会社化及び非公開化の完了予定時期は2024年9月頃でしたが、当該スキーム変更を行った場合、子会社化の完了予定時期は2024年6月下旬又は7月上旬頃、非公開化の完了時期は、株式等売渡請求の場合は2024年7月下旬又は8月上旬頃、株式併合の場合は2024年9月頃となります。）。これを受け、加藤氏及びAnelaとしても、対象者の財務状況や対象者の代理人弁護士からの助言を踏まえると、2024年6月下旬又は7月上旬頃となる予定の第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、対象者の事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったため、2024年4月24日付で、加藤氏及びAnelaとの間で、Anelaが第1回公開買付けにAnela所有株式を応募する旨を含む本契約の変更覚書を締結いたしました。

<後略>

#### (4) 買付け等の期間

(変更前)

2024年4月11日(木曜日)から2024年5月13日(月曜日)まで(20営業日)

(変更後)

2024年4月11日(木曜日)から2024年5月23日(木曜日)まで(28営業日)

#### (5) 決済の開始日

(変更前)

2024年5月20日(月曜日)

(変更後)

2024年5月30日(木曜日)

以上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本両公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本両公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本両公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【将来予測】

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

本両公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本両公開買付けに応募することはできません。また、本両公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本両公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本両公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。